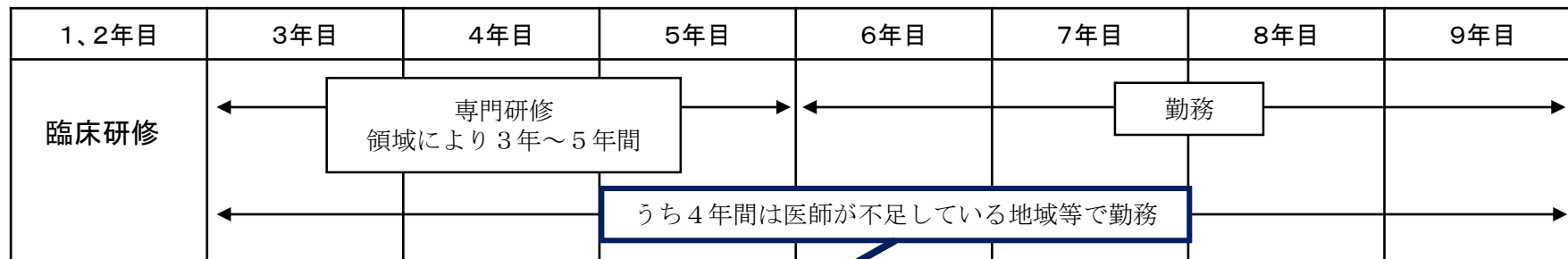
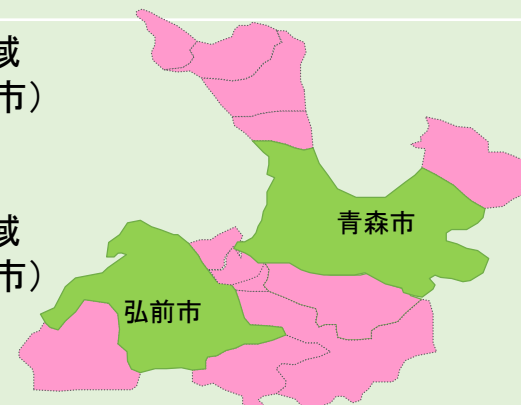


医療法上の義務であるキャリア形成プログラム対象期間9年間のうち、医師が不足している地域等での4年間の勤務地



	医師少数区域	医師少数スポット	それ以外
要件	医師偏在指標の下位1/3の地域	医師偏在指標の下位1/3の地域以外で、局所的に医師が少ない地域を必要に応じて設定	医師偏在指標の下位1/3以外の地域
対象区域	八戸地域 西北五地域 上十三地域 下北地域<県地对協として指定>	(青森地域) (津軽地域) ※青森及び津軽地域のうち、医師少数スポットとして設定する市町村については、現在、国とも協議中。今年度末までに決定。	青森地域 (青森市) 津軽地域 (弘前市) 

医師少数スポットは、

- ・地域医療対策協議会において、見直すことが可能。(都道府県の裁量)
- ・設定は慎重に行われるべき(乱発することは不可)。
- ・巡回診療が行われている等、すでに当該地域で提供すべき医療に対し必要な医師数を確保できている地域を設定するのは不可。
- ・無医地区・準無医地区として設定されている地域等を無条件に設定することは不可。